

事業中評価チェックリスト

						番号	1
事業名	街路整備事業	路線・河川 ・地区等名	(都)3・4・4号北本町飛田線 きたほんちょうとびた		施行 場所	新庄市新町 あらまち	
評価該当基準	事業中評価実施後5年間を経過した時点で継続中の事業 (山形県(県土整備部)公共事業評価実施要領5-(1)-イ-(エ))					実施主体	山形県
事業採択年度 目標年度 [当初目標年度] (過年度評価時目標)	H27 R9 [R3] (R6)	全体事業費(進捗度%)	17.3 億円 (79.0%)	事業延長等		L=508.0m	
		内工事費	11.0 億円 (76.7%)	事業延長等		L=508.0m	
		内用地・補償費	4.2 億円 (80.9%)	供用延長等		L=178.0m	
		内測試費等	2.1 億円				
事業の目的(地域性・特質性) ・(都)北本町飛田線は、新庄市中心市街地を通り、新庄市役所や東北中央自動車道新庄ICへのアクセス路となる都市内幹線街路で、第二次緊急輸送道路に指定されている。 ・新庄小学校の通学路に指定されているが、自動車交通量が多く、歩道幅員が1.7mと狭いため危険な状況である。 ・現道拡幅と無電柱化を実施し、通学路の安全確保、交通の円滑化、災害時における輸送路を確保するものである。							
事業概要(主要工事内容) ◆主要工事:現道拡幅、無電柱化 事業延長 L=508m 計画幅員 W=6.0(11.0)[18.0]m							
事業の実施状況 ・用地買収済の箇所について、道路改良工事および電線共同溝工事を実施中。							
上位計画、その他事業との関係(各上位計画で定めている項目を表すコード) ・第4次県総合発展計画 → 地域の特性を活かし暮らしを支える活力ある圏域の形成(5-4) ・最上圏域都市計画区域マスタープラン → 概ね今後10年以内に優先的に実施する予定の事業として位置付け ・山形県道路中期計画2028 → 街なかに賑わいを創出するみちづくりの推進(3-8)							
今後の事業の見通し ・令和6年度中に用地補償を完了させるとともに、用地取得が完了した区間について道路改良工事を進め令和9年度の事業完了を目指す。							
事業を巡る社会経済情勢等の変化 ① 国、県の政策や計画の転換等 平成30年4月策定「最上圏域都市計画区域マスタープラン」、令和2年3月策定「第4次山形県総合発展計画」、令和6年3月改訂「山形県道路中期計画2028」に位置づけられた事業であり、県として優先的に整備する路線に位置付けている。各種計画に転換はないため、引き続き事業を継続するもの。 ② 財政状況の変化 予算が減少し厳しい状況であるが、効率的な執行により投資効果の早期発現を図ることとしている。 ③ 事業実施地域の周辺環境の変化 大型商業施設(ヤマザワ・コメリ)が開業したことにより、商業施設への車の出入が増えたことから、通学路の安全確保、交通の円滑化に向けた事業の早期進捗を、地元より要望されている。 ④ 地元の協力体制の変化 特になし ⑤ 利用者見込み者数の大幅な変化 特になし ⑥ 代替方策による必要性の変化 特になし ⑦ その他 特になし							
事業の投資効果 (凡例) ● 貨幣換算し、費用便益分析における便益(B)に計上している事業効果 ○ 貨幣換算する手法が確立されていないものの、事業により得られる効果の例							
投資効果	●現道拡幅により走行時間が短縮され、走行軽費の低減が期待できる。 ○緊急輸送道路の無電柱化により、都市防災機能の向上が図られる。 ○歩道幅員が確保され、歩行者の安全が図られる。						
社会的割引率	B/C	B/Cの代表的 な分析指標		・総便益の現在価値(B)			
4%	1.1			19.0億円			
2%(参考値)	1.6			・総費用(事業費+維持管理費)			
1%(参考値)	2.0			の現在価値(C)			
18.0億円							
●コスト削減・代替案等の可能性 ○都市計画法に基づき計画決定された路線であり、代替案は無い。							
当初又は前回評価時目標年より延長となる場合の理由(計画どおりの場合は空欄) ・地権者との交渉に時間を要し、事業期間を延長するもの。							
評価区分	継続A	評価の理由	用地取得における調整等の事由により、計画より3年の遅れとなるが、事業の重要性、投資効果、地域の要望・協力等を総合的に判断し、継続としたい。				